

資料1 宮古島市立図書館条例

平成17年10月1日

条例第201号

改正 平成22年3月31日条例第13号

平成24年3月30日条例第23号

平成30年3月29日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）

第10条の規定に基づき、宮古島市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に図書館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮古島市立平良図書館	宮古島市平良字西里187番地
宮古島市立城辺図書館	宮古島市城辺字福里337番地1

(平22条例13・平30条例16・一部改正)

(職員)

第3条 図書館に、館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

(利用者の秘密を守る義務)

第4条 図書館は、資料の提供等の活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第5条 法第16条の規定に基づき、図書館に図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、宮古島市教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例23・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の平良市立図書館条例（昭和60年平良市条例第7号）又は城辺町立図書館の設置及び管理に関する条例（平成元年城辺町条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月31日条例第13号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第23号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日条例第16号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。